

議案第22号

葛飾区地域コミュニティ施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年 2月19日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

青戸中央集い交流館及び新宿地区センター小会議室を廃止する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区地域コミュニティ施設条例の一部を改正する条例

葛飾区地域コミュニティ施設条例（平成19年葛飾区条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部葛飾区地域コミュニティ施設新宿地区センターの項を次のように改める。

葛飾区地域コミュニティ施設 新宿地区センター	会議室	東京都葛飾区新宿四丁目1 番10号
	和室	

別表第1の2の部葛飾区地域コミュニティ施設青戸中央集い交流館の項を削る。

別表第2の1の部(1)の款葛飾区地域コミュニティ施設新宿地区センターの項を次のように改める。

葛飾区地域コミュニティ施設 新宿地区センター	会議室	500円	600円	800円	1,700円
	和室	800円	800円	1,000円	2,200円

別表第2の2の部葛飾区地域コミュニティ施設青戸中央集い交流館の項を削る。

別表第3の1の部(1)の款葛飾区地域コミュニティ施設新宿地区センターの項を次のように改める。

葛飾区地域コミュニティ施設 新宿地区センター	会議室	1,500円	1,800円	2,400円	5,100円
	和室	2,400円	2,400円	3,000円	6,600円

別表第3の2の部葛飾区地域コミュニティ施設青戸中央集い交流館の項を削る。

付 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。